

牛久市下水道事業審議会議事録		日時	令和4年9月2日（金曜日）
件名	令和4年度 第2回 牛久市下水道事業審議会	場所 時間	牛久市役所 本庁舎4階 第3会議室 13:30 ~ 14:45
作成年月日	令和4年9月8日（木曜日）	作成者	下水道課：野々村 絵美
出席者	(出席委員) 坂野 喜隆委員、丸岡 恵梨子委員、久保 善慎委員、徳生 明正委員、橋本 彊委員、柳井 秀之委員、幕内 文男委員、大峰 正憲委員、大橋 澄子委員、保科 久子委員、中井 康陽委員、好川 富巳稔委員、湯原 康夫委員、二保 直時委員 (牛久市) 滝本副市長、飯野総務部長、小川市民部長、山岡環境経済部長 (事務局) 長谷川建設部長、野島下水道課長、丸山補佐、飯島主事、野々村主事、藤田主事、浅野主事補、黒須氏(かがやき税理士法人)、丸地氏(丸地公認会計士事務所) (順不同)		
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛久市公共下水道事業の令和2年度決算結果について</li> <li>・牛久市の下水道使用料及び他市町村の状況について</li> </ul>		
会 議 内 容 等			
<p>1. 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・司会（野島課長）が開会を宣言。</li> </ul> <p>2. 会長挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長 挨拶。</li> </ul> <p>3. 委員の欠席について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欠席者を報告。</li> </ul> <p>4. 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛久市公共下水道事業の令和2年度決算結果について</li> <li>・牛久市の下水道使用料及び他市町村の状況について</li> </ul> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>事務局が資料をもとに説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度決算額とその内訳及び経営指標から牛久市下水道事業の課題</li> <li>・経費回収率、汚水処理原価や下水道使用料金設定等について県内他市町村との比較</li> <li>・下水道使用料改定の必要性に関する検証について</li> </ul> <p>◎質疑</p> <p>委員：さきほどの説明からすると、今後は基準外の一般会計繰入金を減らしたいということか。</p> <p>事務局：その通りである。</p> <p>委員：牛久市の料金設定は低いため、どのように値上げをしていくかが課題だと思う。説明にあった20㎡あたり3,000円という値は、最低限の経営努力として国から通達されているのか。茨城県内の他市町村を見ても3,000円には達していないが、独立採算制でいくにはこのくらいの金額でないと厳しいという認識でいいか。</p> <p>事務局：この3,000円という金額については、国からの通達によるもので、20㎡使用した場合に使用料収入が3,000円となるようにあげるべきというものである。しかし、茨城県平均2,777円、全国平均2,857円と、実態としては追いついていないのが現状。あくまでも、3,000円という数字は国としての意思を表明したものである。</p>			

委員：守谷市の料金設定が安くできているのは事業所が多いからであると分かり、納得した。資料 24 ページに料金改訂した市町村が出ているが、牛久市は 25 年間料金改定をしていないと知り、驚いた。今後の下水道施設の更新費用、また、下水道整備を希望する市民もいるため、25 年間据え置きできた料金を見直すことにより、将来の子孫に対しても住みやすい街を提供できるようになる。

会長：守谷市は特殊な事例である。

委員：我が家の下水道使用料を見たが 2,000 円を切っており、安く感じた。さきほど守谷市については大口事業所があるから安くできていると説明があったが、取手市についてもキリンビールがあったと思うが、もう少し料金が高かったと思う。守谷市の料金の安さを単純に疑問に思う。

事務局：守谷市と牛久市の違いについて、有収水量の内訳がある。牛久市は 90%が一般家庭であるのに対し、守谷市は 58%が一般家庭であり、残りの 42%が事業所になっている。そのため、守谷市は特殊であると認識している。

会長：企業が多いほど税金において有利に働くケースがあるが、下水道使用料についても同様のことが言える。

委員：今までなぜ料金の改定をしてこなかったのか。

事務局：下水道使用料について市民の方々になるべく負担が大きくならないようにしてきた為である。

では、なぜ今回下水道使用料について議論することになったのかというと、令和 2 年度から国の要請に従い、官公庁会計から公営企業会計に移行しているが、国の交付金を受けるための要件として、令和 2 年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で下水道使用料改定の必要性に関して検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国へ提出するとともに検証結果を公表していることが必要とされているためである。

委員：経費回収率を 100%にするためにはどのくらいの値上げが必要になるのか。

事務局：概算ではあるが、20 m<sup>3</sup>あたりで試算すると約 600 円不足している。

この数字は令和 2 年度の経費回収率を 100%にするにはいくら必要かという単純な試算であり、経営戦略等を考慮した場合は同額とはならないということをご理解いただきたい。

委員：牛久市の下水道使用料が全国、また県内平均と比べ、いかに安いかが認識できた。守谷市については大口の事業所があるため、別格であるということは納得した。牛久市は一般家庭と事業所の料金体系が同じであると説明があったが、守谷市についても一般家庭と事業所で料金体系は同じなのか？

事務局：同じ料金体系となっている。

委員：今後については料金の値上げはやむを得ないと思う。利用する側として料金は安いに越したことはないが、下水道事業が適正に運営されるような範囲内をお願いしたい。

事務局：安いに越したことはないという意見については理解できるが、下水道事業を運営するうえでは、現在のサービスを途切れさせることなく提供し続けることが必須となる。それを踏まえて適正な下水道使用料を検討していきたい。現在、牛久市の基本料金は 10 m<sup>3</sup>までで 1,000 円となっているが、高齢者の一人世帯等では 10 m<sup>3</sup>未満の世帯も多いと思われるため、基本料金の考え方を含め、可能な限り負担にならないよう検討したい。

会長：市民の方々のために是非お願いしたい。

委員：資料 4 ページについて。減価償却費は年々下がっていくということで合っているか。また、減価償却の対象にはどのようなものがあるのか。

事務局：減価償却費の対象として、汚水管渠、雨水管渠、汚水ポンプ室、雨水ポンプ室、ポンプ場等が挙げられる。償却年数は施設によって異なることや、新たに整備される施設もあるため、必ずしも年々

減価償却費が下がるということではない。年度によって増減のあるものである。

委員：資料 10 ページについて。経常収支比率が 102.1%で黒字になっているが、繰入金を抜いた場合はどのような値になるのか。

事務局：基準外の繰入金を抜くと 98.4%になる。

委員：繰入金を抜いた方が赤字であることが分かりやすいと思う。

委員：下水道使用料について、井戸水利用者の場合はどのような算出になっているのか。

事務局：メーターをつけている場合は茨城県南水道企業団で検針を行い、料金を算出している。メーターがない場合は、一人 1 月あたり 6 m<sup>3</sup>使用する計算で算出している。

委員：井戸水利用者の料金も見直しが必要だと思う。基準外繰入金について、収入不足分に一般財源を充当しているということは、税金として払ったお金が下水道事業に回っているということなので、料金の値上げをしているのと変わらない状態であると思う。可能な限り一般財源は適正に使って頂きたい。

事務局：牛久市では井戸水利用者は一人 1 月あたり 6 m<sup>3</sup>換算としているが、直近のデータでは実際は 7 m<sup>3</sup>に近い使用水量となっている。そのため、井戸水利用者の使用水量の算定について、今後は最新のデータに近い水量に見直しをするかも含め検討課題である。

また、一般会計からの繰入金については、毎年総務省から一般会計からの繰入基準が提示されている。今後は独立採算制という公営企業の考え方にに基づき、繰入金については繰入基準内に収まる額をいただき、それ以外の経費については下水道使用料で賄えるように、削減できる経費は削減して運営していくべきと考えている。

委員：上・下水道の料金を合算して請求されているが、上水道分と下水道分がそれぞれ幾らか分かりづらい。

事務局：茨城県南水道企業団から一括請求をしているため、請求書の一番上には合計額を記載している。その下の欄に上・下水道別の料金も記載している。

委員：分かりづらいので使用料を請求する際は、分かりやすくしてほしい。

下水道使用料については今の料金はとても安いと感じているが、公平性を考えると一般会計からの繰入金は減らした方がよいと思う。また、財政健全化・環境衛生維持の観点からも受益者負担が増えるのは仕方ないと思う。

事務局：請求書の様式については、よりわかりやすい表記にできるよう、茨城県南水道企業団と相談していく。上下水道料金を一括請求とさせていただくことで、少しでも経費削減ができるように努めているのでご理解いただきたい。

一般会計からの繰入金は下水道区域外の方の税金も含まれているため、やはり受益者負担の考えのもと、繰入金は減らしていくべきと考えている。

委員：家に池などがある場合、下水道に流していない分の料金は減免になるのか。

事務局：下水道に水が流れていないことを確認できれば減免は可能である。例として、下水道にメーターをつけている病院もある。メーターをつける場合、費用は自己負担となる。

## 5. 閉会

- ・会長が閉会を宣言。